

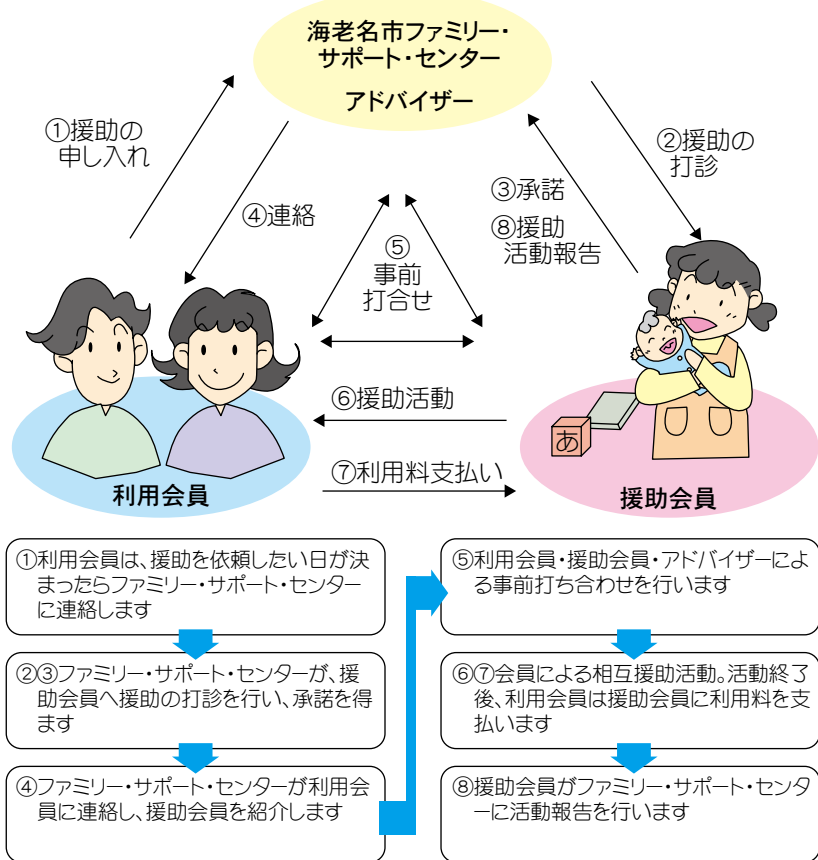
「求められています 地域の子育て力！」

ファミリー・サポート・センター 援助会員募集

■ 同センター事務局(市社会福祉協議会内＝☎235・0220)

ファミリー・サポート・センターのしくみ

※利用会員、援助会員とも、あらかじめ会員登録が必要です。



市では、地域ぐるみの子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業を実施しています。同事業は、厚生労働省が進める子育て支援対策の一つで、子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助ができる方(援助会員)を、専属のアドバイザーが結びつけ、地域ぐるみで子育てを支援していくという仕組みです。これまでに県内19市町が実施しています。市では昨年7月から会員の募集を始め、10月からファミリー・サポート・センターの活動を開始しました。これまで

の3カ月で、利用会員の数は徐々に増え、依頼内容も多種多様になってきました。活動は有償のボランティアの自宅で行います。利用時に応じた料金(表)を利用会員が援助会員に直接支払います。また、万が一の事故に備え、同センターでは保険に加入しています。2日間の講習で援助会員に登録

表2 講習会日程

開催日	時間	講座名	講師
【1日目】 1月29日(日)	10時～10時50分	オリエンテーション	社会福祉協議会職員
	11時～12時	今日の母親たちの子育て状況と支援のあり方	保育士
	13時～14時	子どもの心と体の発達	保健師
	14時10分～15時10分	子どもの栄養と食事	栄養士
【2日目】 1月31日(火)	9時20分～10時20分	保育の心	保育士
	10時30分～12時	子どもへの接し方、ふれあい方と子どもの遊び	保育士
	13時～15時	けが、病気の応急処置と安全対策	救急救命士
	15時10分～15時40分	会員証交付	社会福祉協議会職員

※内容が変更になることもあります
※動きやすい服装でお越しください
※保育あり。希望の方は事前にファミリー・サポート・センターへ連絡してください

康な方であれば、子育てに関する2日間の講習(表2。費用無料)を修了することで会員として登録されます。地域の子育てにみなさんの力を援助会員には、子育ての方から、子育てを終えた方まで幅広い世代の方が登録しています。みなさんの力を地域の子育てが必要なのためにぜひ提供してください。

表1 1時間当たりの利用料金(子ども1人あたり)

活動日	1時間当たりの利用料金
平日の6時30分～21時(基本時間帯)	700円
上記以外の平日の時間帯(センターが認めた場合)	900円
土・日・祝日と年末年始	1,000円

会員の方に聞いてみました



▲子どもを迎えに来たときの様子。子育てについていろいろと話すこともあるという

「待っていましたと言った感じが、他の市では(この事業が)あると聞いていたので、海老名市でも始まらないかなと思っていました」と話すのは利用会員の江幡さん(「写真左」)。これまで用事があるときはベビーシッターを頼んでいましたが、「この事業を利用した方が利用料も安く、何よりも地域の方に頼めるから安心」とのこと。援助会員の方は子どもの扱いに慣れていて安心。これからも利用していくつもりです。援助会員が少なかったため、希望どおり利用できない場合があることが目下の悩みだそう。

援助会員

「子どもの世話をすることが大好きです」と援助会員の山下さん(「写真右」)。「子育ての経験を生かして地域の方のお手伝いができれば」と援助会員の募集にすぐ応募したそうです。2日間の講習も難しいことはなく、「応急処置の仕方などは他でも役に立つし、楽しく受講できました」と話します。

〈税源移譲等における税額負担のイメージ図〉

18年まで			
18年分 所 得 税 (定率減税あり)		18年度 (17年中収入) 市・県民税 (定率減税あり)	
		(増負担分)	
19年から			
19年分 所 得 税	19年度(18年中収入) 市・県民税	定率減税 廃止増分 (所得+市県民税)	県超過 課税分

※各年の収入等の違いにより税額差があります。

税源移譲による税率の変更例

【独身者で給与収入の場合】			
給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000
⇒			
給与収入	税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	62,000	126,500	188,500
500万円	160,500	260,500	421,000
700万円	376,500	404,500	781,000
1,000万円	868,500	650,500	1,519,000
【夫婦と子供2人で給与収入の場合(配偶者:収入なし、子供:高校生と小学生)】			
給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000
⇒			
給与収入	税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	59,500	135,500	195,000
700万円	165,500	293,500	459,000
1,000万円	590,500	539,500	1,130,000
【夫婦のみで年金収入の場合(夫:68歳、妻:64歳で収入なし)】			
年金収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
200万円	0	0	0
250万円	41,500	25,700	67,200
300万円	88,000	49,000	137,000
350万円	129,800	69,900	199,700
400万円	164,700	87,300	252,000
⇒			
年金収入	税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合計
200万円	0	0	0
250万円	20,700	46,500	67,200
300万円	44,000	93,000	137,000
350万円	64,900	134,800	199,700
400万円	82,300	169,700	252,000

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。
市・県民税の均等割は含まれていません。
税源移譲前の所得税および市・県民税は、定率減税額を差し引く前の金額です。

平成19年度の市・県民税では、国の税制改正による定率減税の廃止や、県が独自に取組む水源環境保全・再生のための県民税の超過課税などにより、税負担が増加します。

税額から一定の額を控除する「定率減税」(18年度分は所得割額の7.5%相当額、上限2万円)は、19年度から廃止されます(例①)。

◇個人県民税の超過課税
水源環境の保全・再生、再生に継続的に取り組むため、その財源として通常の個人県民税の均等割と所得割に、一定の金額を上乗せする超過課税を実施します(例②)。

◇定率減税の廃止
自に取組む水源環境保全・再生のための県民税の超過課税などにより、税負担が増加します。

環境保全および再生の事業だけに活用されます。
▽実施期間 19年度～23年度分(5年間) ▽税率 均等割 100.0円 ↓ 130.0円(30%上乗せ) ▽所得割 4% ↓ 4.05% (0.05%上乗せ) ▽納税者1人当たりの平均負担額 年額約950円
※老年者非課税措置の廃止に伴う減額を受けている方は、20年度からの負担です。

◇老年者非課税措置廃止に伴う経過措置:19年度は3分の2課税
平成18年に廃止された老年者非課税措置で、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています(例③)。

19年度は、本来の税額の3分の2が課税になります(18年度は3分の1。20年度以降は全額課税)。

超過課税実施による年収別の個人県民税負担額の状況(試算)(単位:円)

年収額(万円)	夫婦2人の世帯					単身の世帯				
	年間負担額(A+B)	新たな負担			これまでの負担 (C+D)	年間負担額	新たな負担			これまでの負担 (E+F)
		A	均等割分	所得割分			C	均等割分	所得割分	
300	4,900	300(25)	300	0	4,600	52,200	600(50)	300	300	51,600
500	55,800	600(50)	300	300	55,200	106,100	900(75)	300	600	105,200
700	119,400	1,000(83)	300	700	118,400	164,100	1,300(108)	300	1,000	162,800
1,000	218,400	1,600(133)	300	1,300	216,800	263,100	1,900(158)	300	1,600	261,200

※1 年収額(収入は全て夫の給与所得とした)から夫婦2人の世帯及び単身の世帯それぞれの諸控除を差し引いて所得金額を計算し、定率減税による影響を含めて、年額の負担額を算定した。()内は月額。
※2 夫婦2人の世帯は、子どものうち1人の年齢が16歳～22歳(特定扶養家族)として試算した。

特集

大きく変わる個人住民税

国から地方への税源移譲など税制を改正

平成18年度に行われた税制改正により、19年度分から個人住民税が大きく変わります。国が進めている三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ税源移譲をするほか、定率減税の廃止など税制改正が行われました。今回はその概要をお知らせします。

行政サービスの財源を自治体が自主的に確保

地方自治体は、地方税以外に、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っていました。しかし、この仕組みにはさまざまな制約があり、必ずしも地域の実情に合ったものとは言えません。このため、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責

任でより効率的に行えるよう、18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部(3兆円規模)を地方税である個人住民税以下市・県民税へ移すことになりました。これを税源移譲と言います。このことにより19年から所得税と市・県民税の税額が変わります。

税源移譲による税負担は変わりません

担する「均等割」があります。このうち所得割の税率が、従来の3段階(5%・10%・13%)から、一律10%に変わります。これに併せて所得税の税率構造も見直され、これまでの4段階から6段階に細分化されます。

給与・年金所得者は「減」が先行 事業所得者は「増」が先行

所得税と市・県民税の納付方法によって税源移譲の影響が出る時期に差が生じます。例えば、給与所得者や年金所得者の場合は、通常1月から所得税が減少、6月から市・県民税が増加と、税負担の減少が先行します。一方、事業所得者の場合は、6月から市・県民税が増加し、平成20年3月の確定申告から所得税が減少するので、税負担の増加が先行します。

税源移譲の影響が出る時期

	(平成19年)		(平成20年)	
	1月(税源移譲)	6月	3月	
給与所得者 年金所得者	所得税の減少	市・県民税の増加		
事業所得者の場合		市・県民税の増加	所得税の減少	

市民税課
(☎235・8594)

例① 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

平成18年		平成19年	
市・県民税	200,000円	市・県民税	298,500円
・定率減税	△14,700円	所得税	165,500円
所得税	263,000円	・定率減税	△26,300円
・定率減税	△26,300円	合計	464,000円
合計	422,000円		

※子どものうち1人が特定扶養家族に該当するものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

例② 70歳独身・年金収入200万円(年額)

平成17年		平成18年		平成19年	
市・県民税	非課税	市・県民税	23,900円	市・県民税	41,300円
・定率減税		・定率減税	△1,500円	・経過措置減額(※)	△13,834円
所得税	34,800円	所得税	34,800円	所得税	17,400円
・定率減税	△6,960円	・定率減税	△3,480円		
合計	27,840円	合計	38,753円	合計	44,866円
(税額)	27,800円	(税額)	38,700円	(税額)	44,800円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。